

とめ 法人会 NEWS

令和元年5月15日発行

第88号



米山チューリップまつり

10連休となった今年のゴールデンウィーク期間、見頃を迎えた約10万株の色鮮やかなチューリップを見ましょと、大勢の見物客で賑わいました。

目次

- P. 1 米山チューリップまつり
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 働き方改革で変わる、これからの賃金制度
- P. 6 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 社会貢献事業、婚活支援事業

無料電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率的IP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をすることでこんなメリットが!

- 送付書類の提出省略
- 通付がスピーディ

法人会オリジナルキャラクター「けんちゃん」

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



佐沼支部・セミナー風景

佐沼支部「これからのカード社会」を学ぶ

経済産業省は2025年までにキャッシュレス決済比率40%を目指す方針を掲げた。それに対応すべくクレジットカードやデビットカードによる決済が順調に増え続けており、そうした最新動向などについて(株)ジェーシーピー東北支社より講師をお招きし詳しくご説明いただきました。

クレジットカードは現金支払いに比べて「1.6倍」の売上増加に効果があるとのこと。また、お客様にとっては、手持ち現金が少ない時も、安心して買い物などができると売り手にも買い手にもメリットがあるとのことでした。受講者は、身近なお金の話とあって質問も様々だされ、とても有意義なセミナーとなりました。



働き方改革セミナー風景

「働き方改革」セミナー開催！

登米法人会では、去る3月18日、瀬峰労働基準監督署菅原武署長を講師にお招きし、2019年4月より順次施行される働き方改革関連法についてご説明いただきました。

国が抱える少子高齢化の進展と企業がかかえる労働力不足。これを見直していくには、魅力ある職場づくりが必要で、長時間労働の是正や年次有給休暇の確実付与義務などパワーポイントを使い、歯切れよくわかりやすくお話ししました。また、説明会だけでは、なかなか深く理解できない点もあるので気軽に支援センターや相談窓口を利用してほしいと話しておりました。



新設法人説明会風景

新設法人説明会を開催

去る2月4日、登米法人会と佐沼税務署共催で、平成30年度新設法人説明会を開催しました。この説明会には、新たに法人になられた企業の役員・経理担当者が出席し、法人税・消費税等の基本的な事項を中心に説明を受けました。



1/11 佐沼税務署から提供



2/25 東佐沼幼稚園から提供

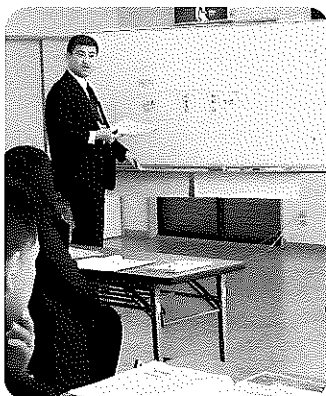


3/18 石越中学校から提供

「地球温暖化と世界の子供を救おう」 今年度も回収します！

「地球に愛を子どもに愛を」をテーマに取組んでいる青年部会の社会貢献活動の一つ、エコキャップ運動。地域の皆様、更には気仙沼市や栗原市の方からもご提供を受け年々回収量も増えています。

十一年目を迎えました。昨年度集まったキャップは、(株)高田商店様へ持込み、売却金は、全額「世界の子供にワクチンを日本委員会」に寄付いたしました。



決算法人説明会風景

決算法人説明会を開催

昨年度は年3回実施した決算法人説明会ですが、今年度は、上半期1回、下半期1回の年2回実施致します。次回、10月上旬の開催となりますので、奮ってご参加ください。

「仕事は、きれいかつ 丁寧に、早く！」を モットーに」



《南方支部》
有限会社 小野寺重機
代表取締役 小野寺 昭氏

「先代から語り継がれたモットーを心がけ、日々、仕事をしています。」と話す、有限会社小野寺重機様を訪問しました。

広い敷地には、布袋様が優しい笑みをうかべ鎮座し、事務所入口の目印に。事務所を開けると、またまた布袋様、似せて造ったのか似たのか創業者である会長と若社長が優しい笑みで出迎えてくれました。

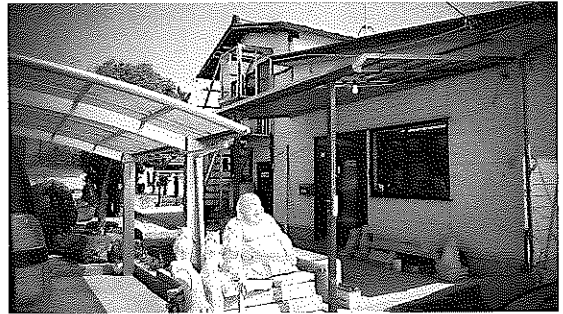
創業は、平成元年で、現社長は、2年前に就任。趣味はゴルフで、特技は小学2年生から始めた剣道。5段の腕前の持ち主です。その鍛え上げた体幹は、仕事現場でも大いに役立つそうで、主に登米市内のほ場整備工事や暗渠、住宅基礎工事の仕事を引き受けているそうです。

創業当初は、仕事が無い上に従業員がいた。その為、この従業員が辞めないように、いかに人材を確保しておくか苦慮し、考えた結果、フルーツ栽培を思いついたそうです。

東日本大震災の復興工事で、ここ何年かは、忙しい日々を送ってきたが、この先どうなるのか心配。そんな時、先代がいつも話している「仕事を、きれいかつ丁寧に早く仕上げ

ること」を、いつも心がけて仕事に励んでいるのだそうです。そんな社長の今一番の目標は、次の世代へいい形で事業を引き継ぐこと。家族や従業員のことを考えると、これからの季節、緑の芝も恋しくてたまらないが、自然と回数が減るのだそうです。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



登米市社会福祉協議会にて

プルタブ・タオル等を寄贈！

女性部会の社会貢献事業として「できることからコツコツと」と始まったのが、平成16年度から実施している新品タオル、使用済み切手、プルタブの収集です。これを有効に活用してもらいましょうと平成30年度は、ロージークハウスと登米市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。

今後も、この活動を続けてまいりますのでご協力をよろしくお願いたします。

税務研修会

主催：（公社）登米法人会女性部会



女性部会・税務研修会風景

女性部会 税務研修会を開催

女性部会では、去る2月4日、佐沼税務署から佐々木讓署長と伊澤崇夫法人課税部門統括官をお招きし、税務研修会を開催しました。

佐々木署長からは、「税務署の過去-未来」と題し、今から123年前にさかのぼり江戸時代の税についてや近未来のAIを利用した事務の効率化などをお話いただきました。伊澤統括官からは、相続税の計算方法など実務的なところを事例をあげてご説明いただきました。



働き方改革で変わる これからの賃金制度

最近の司法判断から
見えてくるもの

特定社会保険労務士
小島 信一

ショッキングな判決

政府が主導する働き方改革を受けた労働法の改正が行われ、本年4月から年次有給休暇の5日強制付与、

管理者に対して労働時間の状況把握を義務づけるなど、明らかに今までとは趣の異なる企業経営が求められるようになっていきます。

経営者は、これら時代の流れに戸惑い、働き方改革自体に半信半疑であるため、自社の改革が進まないといった状況です。

今後は、残業時間の上限規制、正規と非正規の格差是正を図る「同一労働・同一賃金」が急ピッチでやってきます。

実は、働き方改革で一番のキモとなるのは、同一労働・同一賃金かもしれない。そのことを先取りしたような裁判例が本年2月20日に出ました。

東京高裁の例ですが、東京メトロの売店で働く契約社員ら4人が、正社員との待遇に格差があるのは不当だとして、手当の差額など約5000万円の支払いを東京メトロ子会社「メトロコマース」（東京都）に求めたのです。

請求の大半を棄却した1審判決は変更され、原告2人への退職金不払いは「違法」だとして、同社に220万円の賠償を命じたのです。最高裁まで行くのか、

ここで和解するのか分かりませんが、同一労働同一賃金を巡り、このようなショッキングな裁判例が最近多く出ています。

最近の裁判例

昨年6月に、最高裁で今後の実務を方向づける同一労働・同一賃金に関する2つの判決（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件）H30・6・1最高裁第二小法

事件名	請求	認容	判決日
日本郵便事件	外務業務手当、年末年始勤務手当、早出勤手当、夏季年末手当、住居手当、扶養手当	年末年始勤務手当、住居手当、扶養手当	大阪地裁 H30.2.21
九水運輸商事事件	通勤手当	通勤手当	福岡地裁 H30.2.1

延判決）が出たように、最近「不合理な格差の禁止（同一労働・同一賃金）」を先取りした裁判例が次々に出ています。

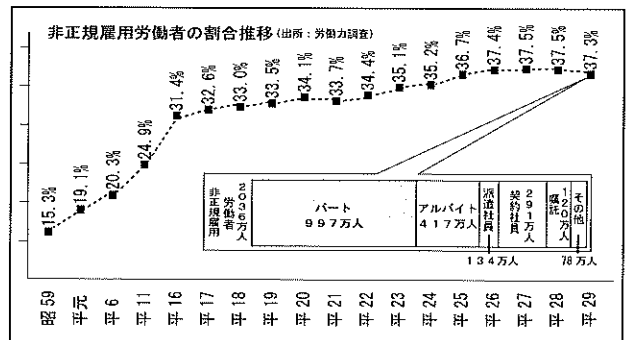
とくに、正社員に支給されている各種手当を非正規である、パートや定年後退職して再雇用された嘱託にも支払って欲しい、というケースで争いが見られます。

【日本版】 同一労働・同一賃金

同一労働・同一賃金とは、そのまま解釈すると、「同じ仕事をしているのだから、同じ賃金とすべき」ということになりません。

ただ、今回の改正は、「日本版」との冠がつく通りに、欧米に見られるような厳密な意味での「同一労働・同一賃金」ではありません。

根拠法は、改正されたパート・有期雇用労働法です。そのため、正社員間というより、正社員と非正社員の間の格差を射程にしています。



我が国の場合、バブル崩壊後あたりから、パートやアルバイト（フリーター）・契約社員・派遣といった「有期雇用」で、正社員と異なる採用形態で雇用される労働者が増加し、現在、全体の4割を占めるまでになっています。

特徴としては、労働契約に期間を定めることで雇用調整しやすくし、賞与や退職金が支給されない、時給であり、正社員を時給に換算した場合と比べ

一般に低額になつてゐる、昇給する場合もあるが、あまり大きく上がることはない、などがあります。

つまり、人件費の調整弁になつてゐる感があります。会社によつては、仕事内容がほとんど変わらないにもかかわらず、このような低待遇の許容を求めるケースもあり、社会問題化してゐました。

今回の改正は、ここが是正されたのです。

今後の実務対応

それでは、企業は今後、どのような実務対応が必要なのでしょう。

平成30年12月28日に、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（以下「指針」といいます）」が発表されましたので、この指針をもとに就業規則を変更し、運用していくことです。

まず、一番キモとなる「基本給」ですが、額を決める

ときの要素をはつきりさせることです。

指針では、①労働者の能力または経験、②業績または成果に応じたもの、③勤続年数に応じたもの、の3つの例についてこういう場合は違反です、こういう場合は違反していません、と具体的な記載がありませんので、その記述を参考に制度設計していきます。

経営者の思い付きやその場しのぎで基本給を決めてきたような場合は、是正が必要です。

基本給を決める「要素」は何か、それをクリアにしない限り「差」について説明できなくなり、その要素に応じた額も決めることはできません。

我が国の場合、総合決定給といつて、基本給を決める要素に年齢、能力、業績、やる気、勤続、仕事内容などを「総合的」に勘案して決める、という決め方が多いため（要はあいまいなのです）、この基本給を決め

るときの要素を明らかにする、ということ自体が実はハードルが高くなつてゐます。

例えば、勤続年数で基本給を決める場合、パートと社員で勤続年数が同じならば同じ額を支給しなくてはなりません。

また、この理屈で考えると、60歳超の嘱託が一番高い基本給額ということになります。

これに違和感を感じるならば、勤続年数で基本給を決めない方がいいのです。

なお、基本給の決定要素がはつきりしたら、次はどうやってそれが上がったか、下がったか、を説明します。

通常は、評価制度とリンクさせるような制度が一般的です。

このように、基本給を決める「要素（モノサシ）」をはつきりさせ、それを一貫して、評価して賃金を決める、というサイクル（賃金制度）を作ることが重要

になつてきます。

退職金・賞与

賞与については、指針によると「会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者は、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の支給をしなければならない」と定められています。

つまり、基本的には非正規社員にも賞与を払うことが原則となります。

なお、「貢献に応じた部分」をどう考えるか、が実務上のポイントになります。

半分なのか、4分の1なのか、同様に払うのか、について検討しなくてはなりません。

なお、退職金についてはガイドラインでは触れていないので、自社の退職金の支給要件（なぜ払われるのか）を明確にし、非正規と差があるのはどうか、を考慮して払うのか払わないのか、

か、払うとしたら額をどうするのか、について制度設計します。

おわりに

以上、同一労働・同一賃金について、述べました。非正規社員のいない会社は、あまり関係ないといえます。ただし、定年退職後の60歳超社員（期間雇用者）が一人でもいる場合は、該当しますので注意してください。

見てきたように、かなり難しい対応を求められているのが今回の法改正です。パートだから賞与がない、退職金がない（それが常識でしょ、みたいな）、という説明をした場合、「説明したことになる」と前述のガイドライン（案）に記載されてゐました。

人事制度をしっかりと作つていき、不合理な格差が出ないような運用が求められることになり、よくよく準備して取り組んで下さい。

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

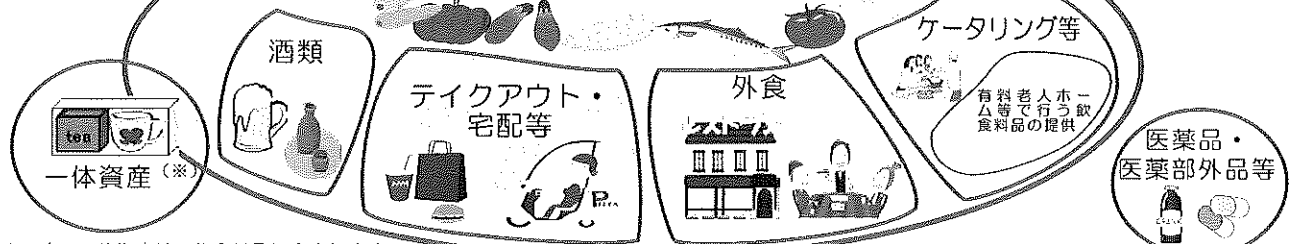
《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率
8%

標準税率
10%

飲食料品（食品表示法に規定する食品）

人の飲用又は食用に供されるもの



※一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全
て
の
事
業
者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引を税率ごとに分けて帳簿等に記帳（区分経理[※]）を行うことや、軽減税率の対象品目である旨及び税率の異なることに合計した税込金額を記載した請求書等（区分記載請求書等[※]）を交付する必要があります。

※区分経理及び区分記載請求書等の詳しい内容や記載例については、下部の国税庁HP内特設サイトに掲載されているQ&A（制度概要欄）をご覧ください。

上掲以外の課税事業者の方

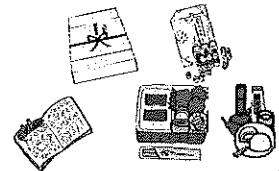
軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、取引を税率ごとに区分して経理を行う等の対応が必要となります。

●例えば・・・

交際費～取引先に対する贈答用の飲食料品（酒類を除く）を購入する場合。

会議費～会議の際に飲食する弁当やお茶、お茶菓子等を購入する場合。

新聞図書費～業界新聞等を定期購読する際の購読費用。 ※科目名は一例です。



免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

○ 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）で受け付けております。専用ダイヤル 0120-205-553（フリーダイヤル）

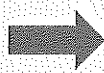
0570-030-456（ナビダイヤル）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

○ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ



消費税軽減税率制度

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

佐沼税務署

自動車税の納期限は5月31日(金)です！

～期限までに納付されるようお願いします～

平成31年度(令和元年度)の自動車税納税通知書は、県内一斉に令和元年5月10日(金)に発送されておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがあります。自動車税は、県のような事業を行う貴重な財源ですので、納期限までに納付されますようお願いいたします。

自動車税の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した課税県税事務所にお問い合わせ願います。

☆ 納める方

- 自動車税は、毎年4月1日現在で登録されている自動車の所有者に課税されます。自動車を譲渡したが、名義変更の登録手続きを4月に行った場合、自動車を所有していると判断され、自動車税が課税されます。

なお、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

☆ 納める方法

- 納税通知書の裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所で納付してください。
- 納付の際は、ミシン目から上下に切り離して、下部の横3連の納付書をそのまま窓口にお出しください。
- 納付書を切り離したり、バーコード等の情報が汚損されていると、納付できない場合があります。その際は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせください。

☆ ペイジー(Pay-easy)による納付について

- ペイジー(Pay-easy)は、宮城県などの収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者がパソコン、携帯電話、ATMを利用して県税の納付ができるサービスです。
- ペイジーで納付するためには、事前手続(金融機関との契約)が必要です。詳しくは各金融機関のホームページでご確認いただくか、各金融機関にお問い合わせ願います。
- ペイジー取扱い金融機関やペイジーによる納付の方法等については、宮城県総務部税務課のホームページ「税金の種類・納付の方法」をご確認願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/index-payeasy.html>)

☆ クレジットカードによる納付について

- ご自宅の「パソコン」、「スマートフォン」等からクレジットカードを利用して自動車税の納付ができます。ご利用にあたっては、次の注意事項を必ずご確認願います。

- 納税証明書は、クレジットカードで支払い手続きいただいた日から約1か月後に発行可能となりますので、納税証明書の発行を急がれる方は、クレジットカードによる納税は行わないでください。(納税証明書の発行を急がれる場合は、金融機関又はコンビニエンスストアをご利用ください。)
- 県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア等での窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。インターネットを使用するパソコン、スマートフォン等からの支払いのみ可能です。
- 税額とあわせて、支払い1件あたり324円の決済手数料がかかります。
- 宮城県から領収証書の送付は行いませんので、ご了承ください。
- 納付書発行日の翌々日以降(土日・祝日は除きます)にお手続きが可能です。お急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンスストアをご利用ください。

- クレジットカードによる納付方法等については、宮城県総務部税務課ホームページ「税金の種類・納付の方法」をご確認願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kurezitto.html>)

社会貢献事業

昨年度は14校で租税教室を実施！

青年部会・女性部会では、社会貢献事業の一環として「税金」の役割と大切さを教える「租税教育事業」に取り組んでおり、今年度も市内小中学校14校で講師を務めました。

初めて講師を務める部会員もあり、事前に講師養成研修会で留意事項や進め方などを学び臨みました。



1/18 青年部会 清水 健氏



1/29 女性部会 佐々木明美氏



1/22 青年部会 金野正太氏

一徳円のレプリカや市内にある身近な建物写真を使って、税金が使われているか否かの仕分けをしてみようなど、子供達に興味を持ってもらえるよう工夫した授業を行いました。

両部会では、今後もより多くの小中学校で租税教室を行っていく予定です。



▲米岡小学校の入賞者2名と



登米小学校にて賞状の伝達式▶

税の絵はがき優秀作品を表彰！

次代を担う子供たちに税金が国民の生活にどのように役立っているかを知ってもらうため「税に関する絵はがきコンクール」を全国各地の法人会で実施。回を重ねるごとに応募枚数も増え、宮城県内では700校から21,549点、登米市内では、19校より489点の応募をいただきました。選考の結果、(一社)宮城県法人会連合会会長賞、東北六県法人会連合会優秀賞、登米法人会会長賞、登米法人会女性部会長賞、佐沼税務署長賞それぞれ1点が決定し、賞状と記念品を贈りました。

婚活支援事業

一生のうちに出会える人間は、ごくわずか。さあ～、出会いを求めて…

公益社団法人 登米法人会青年部会 婚活支援事業

TOMECON GO!!2019

とめコン GO!! 2019

とめられないこの出会い

2019 6.15 土 AM10:30 START

雨天決行

申込締切 2019年5月31日(金)まで

参加費
男性 3,000円
女性 1,000円

※当日は動きやすい格好でお越し下さい

会場
登米森林公園 (登米産牛BBQ)
宮城県登米市登米町大字日根牛上羽沢158-23

集合場所
登米総合支所
宮城県登米市登米町寺池
目子待井 381-1

定員
男女各 15名
計 30名

※最小催行人数男女各 10名
※応募者多数の場合は抽選のうえ、2019年6月8日(土)までに抽選結果を申込者全員に郵送いたします

応募資格
男性
登米市の20代から40代の独身者
女性
居住地を問わず20代から40代の独身者

参加者全員へ記念品プレゼント

登米市産の美味しい食べ物がいただけます

8組

8組

8組

主催 お問い合わせ (公社)登米法人会青年部会事務局 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字萩洗 2丁目 2-4
TEL.0220-22-6617 / FAX.0220-22-1366 http://www.tome-houjinkai.com E-mail:tomegun@l-net.ne.jp

後援 登米市、登米中央商工会、みやぎ北上商工会、登米みなみ商工会、(公社)登米法人会佐沼支部、(公社)とめ青年会議所、H@IFM、シーアーツ(株)



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい